

今後の水源林保全の方向を考える

～森林法等と重要土地等調査法との比較からみえる課題と戦略～

研究開発第1部 [名古屋] 主任研究員 轟 修

従来から森林法では森林の所有権移転があった場合、市町村長への届出を義務づけていたが、本年4月の同法改正により国籍が届出項目に追加された。この背景としては、2010(平成22)年頃から外国人や外国法人(以下、外国人等)による森林の取得に関する報道が相次いでなされ、取得対象が水源林であった場合、水資源の過剰利用(取水)や無秩序な利用(伐採や開発、産業廃棄物の投棄等)といった懸念が生じていた等があげられる。このほか、外国人等による森林取得状況の公表、地方自治体において「水源地域保全条例」等の制定も進むこととなった。また離島等においても同様に土地の所有・利用をめぐる安全保障上の懸念が示されたこともあって「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(以下、重要土地等調査法)」が令和4(2022)年9月に施行されることになった^(注1)。

本稿では、今後の水源林の保全政策の方向性を考察することを目的とし、森林法等と重要土地等調査法との比較を通じて検討を行うものとする。まず、本稿で考察したい枠組みが端的に表れている重要土地等調査法の概要を確認し、これと対比できるよう水源林に関係する森林法や条例(水道水源保護条例、水源地域保全条例等)について概観し、考察を加えることにした。

結果として、今後の水源林保全の実効性を高めていくには、所有者の把握を行いつつ、意図せざる土地利用とならないよう規定を厳密にしていく方向が望ましく、また森林荒廃を招かないためにも維持管理費やその財源確保までを視野に含めることが重要であると指摘した。

1. 重要土地等調査法の概要

重要土地等調査法は、重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止を目的に制定された。また「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」という正式名称からわかるように、同法は大きく「調査」「(利用の)規制」によって構成される^(注2)。

(1) 調査の概要

重要土地等調査法の制定は防衛施設等の周辺や離島での土地所有の実態把握を進めるべく調査を行う際、それら調査に法的根拠がないことが問題とされた^(注3)ことを鑑みると、同法は土地所有や取引(権利の移転)の把握に強い関心があると考えられる。

実務的立場からは、調査対象が(1)全ての土地(取引)、(2)一部地域のみ、によって事務量が異なるため、範囲の設定は強い関心事となる。(1)では対象を選別する必要がないが、事務量は膨大となり、(2)では事務量は((1)と比べて)相対的に少なくなるが、対象の選別(指定境界線上の土地の取扱い)に苦慮することになる。同法

は(2)にあたり、「重要施設(第2条第2項)」「国境離島等(第2条第3項)」を定め、その周辺区域(注視区域:第5条、特別注視区域:第12条)に限っている。現状の施設数は図表1のとおりであり、区域数は計586箇所(特別注視区域:150箇所、注視区域:436箇所)となっている(2026(令和8)年3月現在)。なお対象区域内にあっても全ての土地取引を調査対象としておらず、土地等の面積(マンションであれば専有部分の床面積)が200㎡以上の場合に限っている。

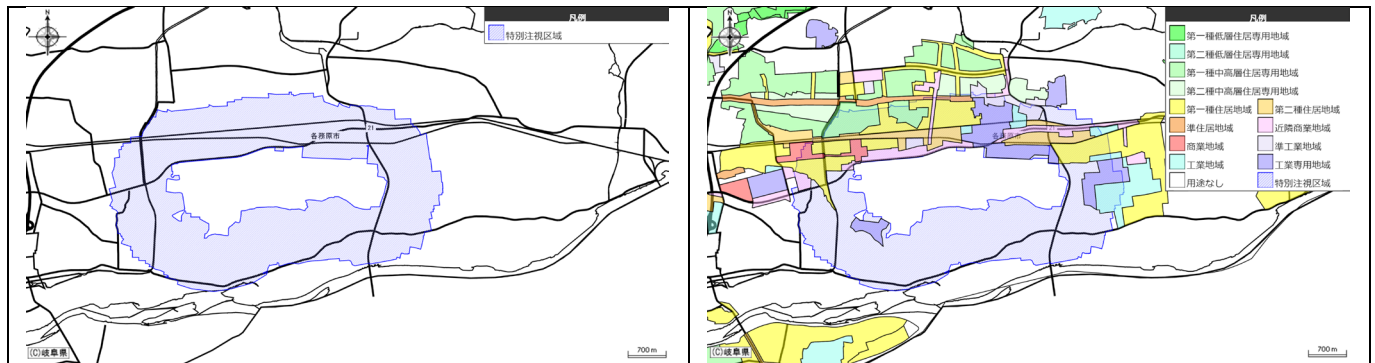
図表1 施設等指定の状況

防衛関係施設		海上保安庁 関係施設	原子力 関係施設	空港	国境離島
自衛隊施設	米軍施設				
461	51	16	23	10	85

(出所) 第15回土地等利用状況審議会資料、2026(令和8)年3月23日

予定を含む。区域数と施設・離島の数とは一致しない。

図表2 区域指定の実際例



左図は「特別注視区域」、右図は左図に都市計画図(用途地域)をかさねたもの

データ元:各務原市都市計画情報、岐阜県県域統合型GISぎふ、より出力

調査対象者は、「土地等の利用者」であり、「所有者又は所有権以外の権原に基づき使用若しくは収益をする者(第4条第2項第4号)」としている。これらの多くは土地登記簿等に示されている者とも解せ、借地人や抵当権者も範囲としていると思われるが、借家人は含まれない^(注4)。

調査項目は調査対象者の本籍、国籍、生年月日、連絡先、性別である(同法施行令第2条)が、現状の登記簿には国籍は示されていないため^(注5)、地方公共団体の長にこれら情報を求めている点も同法の特徴といえる。

なお土地の権利取得については、これまでの内外人平等主義のままであって、外国人等による所有自体を禁止する規定はない^(注6)。

(2) 利用の規制等

(機能阻害行為)

重要土地等調査法では、重要とされる機能を定義し(第2条第4,5項)、その機能を阻害する行為に対して勧告、命令(第9条)を定めている。機能阻害行為の類型を法律等では規定することを避けているが、「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針(以下、基本方針)」において、予見可能性の確保のためとして、以下の行為を例示している^(注7)。

(1) 自衛隊等の航空機の離着陸の妨げとなる工作物の設置

- (2)自衛隊等のレーダーの運用の妨げとなる工作物の設置
- (3)施設機能に支障を来すレーザー光等の光の照射
- (4)施設に物理的被害をもたらす物の投射装置を用いた物の投射
- (5)施設に対する妨害電波の発射
- (6)流出することにより係留施設の利用阻害につながる土砂の集積
- (7)領海基線の近傍の土地で行う低潮線の保全に支障を及ぼすおそれのある形質変更

このうち(1)(2)(6)(7)は土地上の工作物を含む建築等、土地の物理的な使用行為であり、(3)～(5)は必ずしも土地を所有せずとも行うことができる間接的な行為といえる。松尾^(文献 3)は、これら間接的な行為は「土地利用行為に対する規制を超える」と捉えている。また土地利用という私権の制限は公共の福祉を理由に制限できるのだが、「国家の安全保障という公共の福祉を理由とする土地所有の制約の特殊性」があるとしている。

なお図表 2 右のように重要土地等調査法の区域指定が都市計画の複数の用途地域にまたがる場合、これら物理的な使用行為との整合をどのように行うかは必ずしも明らかでない。

(罰則)

重要土地等調査法における罰則は、届出義務を怠った者、機能阻害行為に対する勧告・命令措置に従わない者を対象としている(第 25～27 条)。

(補償的措置)

重要土地等調査法では、勧告等に係る措置により当該土地利用に著しい支障があつて、「国が適切な管理を行う必要があると認められるもの」に対しては、国の努力義務として権利の買取等の措置が用意されている(第 11 条)。この買取の申し出は「国から」であり、所有者からの申し出の規定はみあたらない。この国からの申し出の受諾の可否は、対象土地等の権利者の判断に委ねられるものとしている。この買い取られた土地は、国による管理、あるいは地方公共団体による使用を想定している。

(3) 諸外国との比較

重要土地等調査法において、外国人等の土地取得等の制限を行わない理由の一つに、WTO の「サービスの貿易に関する一般協定(GATS: General Agreement on Trade in Services)」第 17 条(内国民待遇: National Treatment)がある。日本は不動産関係において従来から内外人平等主義として土地の所有や取引に関して国籍によって差別されることがないことを原則としており、GATS においても自国民を優先するような例外(留保)を約束表(Schedules of Specific Commitments: 特定の約束に係る表)に記していない^(注 8)。

また「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」の提言をうけた形で、国会審議において「土地の所有者の国籍のみをもって差別的な取扱いをすることは適切でない」「土地の所有者や利用者の国籍を問わず、内外無差別の形で適切に対応していく必要がある」との認識が示されている^(注 9)。しかし外国人等による土地及び建物の取得の見直しを求める意見も根強いことから、日本と同様に GATS において土地取引に関する留保を設けていない国(英国やフランス等)における不動産取得の規制について比較がなされることが少なくない(例えば柿沼、文献 6)。こうした各国の制度の比較検討においては、背景となる各国の土地制度の特質をふまえて検討・評価する必要がある。特に日本では諸外国と比べて私権(土地利用権)が優先される傾向にある点に留意したい^(注 10)。

2. 水源林の保全に関する法的規制等

森林(水源地)及び地下水に関する土地の外国人等による取得への懸念が高まった(例えば国会での質問主意書^{文献7)}ことから、林野庁では2010(平成22)年から、外国人等による森林取得状況をとりまとめ、公表している^(注11)。また地方自治体では、いわゆる「水源地域保全条例」等の制定が進んでいる。

本章では森林法と条例(水道水源保護条例など)における土地等の所有の把握、行為の制限の概要をみておく^(注12)。

(1) 森林法

そもそも森林には所有者に着目した国有林と民有林(私有林と地方公共団体等が所有する公有林)という区分があり、森林法では利用等の制限に着目した制限林(保安林等)と普通林の区分がある。

[1] 土地等の所有状態の把握

森林の土地等の所有状態の把握は基本的に登記簿情報と林地台帳によるが、未登記等も少なくなく、網羅性は十分でない。森林法では地域森林計画の対象民有林(5条森林)において所有権の移転があった場合(相続等も含む)、市町村長に届出を行うことを義務づけており、今後は土地等の所有状態の把握が進んでいくと考える。なお2026(令和8)年4月以降は、国籍が届出項目に追加されることになっている。

[2] 行為の制限

保安林と地域森林計画の対象民有林で制限される行為が異なる。保安林では、立木の伐採にも許可が必要とされる等、行為が強く制限されている。なお保安林の解除は「指定理由の消滅(森林法第26条第1項)」「公益上の理由」(同第26条第2項)に限られている。

地域森林計画の対象民有林では、1ha以上(太陽光発電設備の設置では0.5ha以上)の開発行為を行うには都道府県知事の許可が必要となる。また都道府県知事は、(当該開発行為によって)「土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがある」「水害を発生させるおそれがある」「(水源かん養機能に)水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがある」「(環境保全機能から)環境を著しく悪化させるおそれがある」のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない(森林法第10条の二第2項)とあり、申請者は、これらの「おそれ」がないことを証する必要がある^(注13)。換言すれば、こうした制限列举型の規定では、基準を満たせば地域森林計画の対象民有林において開発は可能となることを意味し、原理として開発可能な余地が残されていることになる。また林地開発許可制度が高度経済成長期以降のゴルフ場開発を念頭に整備された制度ということもあって、対象面積未滿のミニ開発は許可等が不要となっている。

(2) 条例

ここでは、いわゆる「水道水源保護条例」「地下水保全条例」「水源地域保全条例」の概要を確認しておく。なお条例名は自治体によって異なっており、公害防止条例などに含まれているケースもある。

[1] 水道水源保護条例

水道水源保護条例の制定団体は約160団体といい、1988(昭和63)年に取水口上流部で産業廃棄物処分場建設が計画されたことを契機とする「津市水道水源保護条例」(三重県)を先例に多くが制定された(内藤^{文献12)}。いずれの条例も行為(水源の汚染のおそれ)、立地(廃棄物処理場など)の規制が主であるが、市町村長との事前協議、認定・判定、同意、許可などの行政処分の程度は市町村によって異なる。行為規制は基準となる指

標(値)によるところが多く、立地規制は産業廃棄物処理施設(業)、採石業、砂利採取業、ゴルフ場が対象となっている。

なお例えば東白川村水道水源保護条例には土地の権利移転の届出が規定されているが、こうした所有者把握を含む条例は少数と思われる。また対象とする範囲や許認可等の程度は別にして、今日において森林法や後述の水源地域保全条例と重複する内容は少なくない。

[2] 地下水保全条例

これまでの地下水のくみ上げによる地盤沈下対策や水道水源を地下水(井水)とすることがまれであることもあって、水道水源保護条例とは別に制定されたと考える。現在、地下水採取を規制している条例は26都府県、236市区町村で制定されている^(注14)。自治体によって内容は異なるが、例えば「岐阜市地下水保全条例」をみると、関係者に地下水のかん養のため、森林の保全や雨水浸透を高めることが求められ、地下水の利用として揚水設備の届出や制限、汚染の防止として対象物質の使用量等の制約、他に行政処分等の内容を示している。総じて行為規制としては、地盤沈下等対策としての地下水取水制限、有害物質の使用・排出制限であり、これらに関連する事業所の立地が制限されている。行為者である事業者の氏名等は地下水採取の届出を通じて把握されるが、これらの届出に国籍等は含まれていない。

[3] 水源地域保全条例

土地取引の事前の届出制を主目的として、現行では21道府県で制定されている(2025(令和7)年10月時点)。なお条例名称は各地によって異なり(例えば「福井県水源涵養地域保全条例」「岐阜県水源地域保全条例」等)、対象とする水源地域の定義なども同一ではない。

例えば「福井県水源涵養地域保全条例」をみると、水源かん養の方針と県の責務等を示した上で、対象となる地域を指定し、指定された地域内での権利移転の届出(届出項目に法人の支配関係を含む)を求める内容となっている。また小規模(0.1~1ha)の林地開発行為も届出が必要とし、林地開発許可制度を補完した形になっている。また地下水の採取行為も対象にしており、水源地保全の網羅性を高めている。

なお重要土地等調査法では水源地を対象とすることは見送られた経緯があり、また同法との整合性などについては各団体に委ねられている状況といえるだろう^(注15)。

3. 考察: 今後の水源林保全のあり方

(重要土地等調査法の評価)

改正された土地基本法では、土地の適切な管理として土地に関する情報基盤の整備が求められるようになり、土地の所有者情報の正確性の確保が求められるようになった^(文献4)。この点で重要土地等調査法での土地の権利移転や権利者の確認は近年の時流にあった法的措置であると評価したい^(注16)。

(重要土地等調査法の見直し時に水源林を含めることについて)

重要土地等調査法は水源林を対象としていないが、同法附則第2条には見直し規定があり「見直しの過程では…略…水源地としての森林の取扱いを含め、更なる政策対応の在り方を検討していく」^(注17) 考えが国会答弁で示されている。そのため、同法の見直しの際には、水源林の取扱いが論点となることが予想される。

これまでにみたように、重要土地等調査法も森林法等も土地所有(取引)の把握、行為の規制・制限を示して

いた。しかし、行為の規制・制限について、重要土地等調査法では法令で規定されず基本方針での例示にとどまり、かつ工作物等の物理的な行為とそれ以外が混在しているのに対して、森林法では法令で規定し、かつ技術基準を示しているように、両法では行為の規制・制限の方法が異なっている。

重要土地等調査法の対象に水源地等を含めることについて、筆者は両法の機能阻害行為の規定の仕方の違い、さらに森林法等でも所有関係の把握や行為の規制を行っていることを踏まえると、その必然性・緊急性は低いと考える。また対象となる水源林は重要土地等調査法の対象区域よりも広大となることが想定され、例えば国からの申し出による買取を含んでいる重要土地等調査法の対象に水源地等を含めることは事務的・財政的負担からしても支持しにくいと考えている。

(今後の水源林の保全の方向性)

現行の森林法、重要土地等調査法では国籍による土地の所有制限を行っていないため、経済安全保障の観点から外国人等による土地及び建物の取得の見直しを求める意見も根強く存在する。しかし、安全保障としての土地所有制限が潜脱となりやすい(例えば日本法人の取扱いや名目上の所有を日本人にする:いわゆる名義貸し等)ことを考えると、制度目的である機能阻害行為の抑止効果は限定的であると考え。また、例えば福井県における水源保全条例の検討では、外国資本等に山林を買収された場合、国外に居住するが故に連絡等が十分に届かず「水資源の過剰取水」「木材の無秩序な伐採等による森林荒廃」「産業廃棄物の投棄」「リゾート開発」「税徴収の支障」「境界の確定」に支障をきたすおそれがあるとしている(福井県、^{文献 10})。つまり国外居住者には連絡(あるいは命令等)が届かない等といった是正措置の実効性のなさへの懸念ともいえるが、これら懸念の多くは国籍にかかわらず不在地主全般に共通することといえる。

こうしたことから、筆者はむしろ水源林における意図せざる土地利用となることへの対処に注力する方が水源林保全の実効性を高めるものと考え。そのためには、水源機能に特化させるよう森林以外への転用を許可しない制度設計が有効であり、より具体的には行為制限を現状の制限列举(該当しないものは認める)から限定列举(該当するもののみ認める)としていくことが必要と考える。

こうした規定は制限林(保安林)のそれとほぼ同様となるが、水源林を制限林(保安林)化すれば問題解決とはならない。現在の保安林では、管理放棄等による荒廃が進んでおり、先の福井県での検討でも、林業採算性の悪化や(森林資源量と比べて)土地が安価であること等が水源林問題の背景として指摘されている。森林が資産価値を失っている中、森林(水源林)の維持を土地所有者のみに負わせることには限度があると考え。そこで水源林がグリーンインフラとして位置づけられていることに着目したい。加えて例えば国においてグリーンインフラの資金調達について検討されていることから(^{注 18})、維持管理の資金等も併せて今後の重要な論点になると考える。

また水源林の公有化・共有化という視点も論点に加えておきたい。例えば板垣(^{文献 11})は、重要土地等調査法を評価する上で、望ましからぬ利活用を封じたいのであれば土地の所有権を取得してしまえばよく(所有権に基づく妨害排除請求権)、この例としてナショナルトラストを示している。古くから日本の森林所有形態には入会林制度があり、ナショナルトラストと水源林保全策との親和性は高いものと考え(^{注 19})。こうした公有化や土地の共有化を進めていくには、国(あるいは公共)による買取よりも公共等への寄附の方が現実的であるように思われ、具体的には遺産相続時に森林等を国に寄贈する相続土地国庫帰属制度の活用等が考えられる。

このように水源林においては所有者の把握を行いつつ、意図せざる土地利用とならないよう規定を厳密にして

いく方向が望ましく、また森林荒廃を招かないためにも維持管理費やその財源確保までを視野に含めることが水源林保全の実効性を高める上で重要である。

【補注】

(注 1) 重要土地等調査法の国会での審議の経緯は小倉^(文献 1、2)が詳しい。本稿の多くは、これらを参考にしている。

(注 2) 市販書には「重要土地等調査規制法」と“規制”を含んだ略称としているものもあるが、以下の内閣府ホームページでは「重要土地等調査法」と略称は“調査”のみとなっている。

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/> (2026/6/2 参照)

(注 3) 内閣府政策統括官(重要土地担当):「重要土地等調査法について」、『日本不動産学会誌』、37 巻 4 号、p. 65(2023)

(注 4) アパートを借りるなどの賃貸借契約は届出の対象となっていない(内閣府重要土地等調査法、FAQ 5-11)。なお「基本方針」では「法第 8 条の報告の徴収等の対象となるその他の関係者としては、例えば…略…、②土地等の利用者との契約により当該土地等における工事に従事している請負事業者等が考えられる。(第 3、1(3))」とし、登記簿に記載されない者も対象としている。

重要土地等調査法 FAQ(よくある質問): <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/faq.html> (2026/3/24 参照)

(注 5) 土地登記を行う場合、国籍の情報提供が必要となることが予定されている(不動産登記規則第 158 条の 38 他)。

改正案: <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000304428> (2026/3/24 参照)

(注 6) 外国人等による土地所有の制限について、福田は GATS 第 14 条の 2 (安全保障のための例外)、外為法、税制などによる可能性について言及している^(文献 9)。

(注 7) 法令では機能阻害行為を示していないが、これは「…法律や政令において機能阻害行為の類型を限定列挙することとした場合、その類型を潜脱する行為や明示された類型以外の機能阻害行為を助長するおそれがあると考えております。このため、法律等の規定において機能阻害行為の類型を限定列挙することは適当ではない(第 204 回国会衆議院本会議会議録第 26 号、2021(令和 3)年 5 月 11 日)」ことによる。なお潜脱とは直接的な違法ではなく、規制の網を“潜る”という意味となる。

(注 8) GATS 第 17 条については、以下がある。

- ・サービスの貿易に関する一般協定(GATS)の解説協定の内容(外務省)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/gats_2.html (2026/3/24 参照)

- ・2025 年版不公正貿易報告書(経済産業省)、p443

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2025/pdf/2025_02_12.pdf (2026/3/24 参照)

(注 9) 「…国土利用の実態把握等に関する有識者会議…の提言においては…土地の所有者の国籍のみをもって差別的な取扱いをすることは適切でないと言われてきたところであります。今般の法案は、この提言も参考としつつ、安全保障上のリスクとなり得る土地の利用者に対し、土地の所有者や利用者の国籍を問わず、内外無差別の形で適切に対応していく必要があるとの考えの下、取りまとめたところであります。」との答弁がなされている(第 204 回国会 内閣委員会 会議録、第 26 号、2021(令和 3)年 5 月 21 日)

(注 10) 筆者は英米以外だとカナダ、韓国、台湾等が比較対象となりそうと考えている。福田^(文献 9)は日本と同様に GATS で
 約束表に記していないが外国人等の土地等の所有が制限されている国としてインド、シンガポールをあげている。

(注 11) 林野庁は「外国法人(資本)等による森林取得に関する調査」として、森林買収の事例数を公表している。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/gaikokushihon_shinrinbaishu/gaishibaishu_chousakekka.html
 (2026/3/24 参照)

(注 12) 本稿でとりあげた水源関連の条例は、一般財団法人地方自治研究機構の以下のサイトでまとめられており、本稿は
 これらを参考にしている。なお「水源地域対策特別措置法」は名称に水源が含まれているが、同法での水源地域はダムが
 主であること、いわゆる水源二法「特定水道利水障害防止法」「水道原水水質保全事業法」は、トリハロメタン等の規制
 を主としていることから、いずれも本稿の対象としなかった。

・水道水源保護条例

https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/043_tap_water_source_protection.htm (2026/3/24 参照)

・地下水保全条例

https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/044_groundwater_conservation.htm (2026/3/24 参照)

・水源地域保全条例

https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/042_conservation_of_water_source_area.htm (2026/3/24 参照)

(注 13) 各都道府県では、林野庁からの開発行為の許可基準等の運用の通知等を整理して「林地開発許可審査基準」等と
 して公表されている。多くが残置森林率などの数的基準が示されている。なお、三好^(文献 8)は“著しい支障を及ぼすおそ
 れ”が曖昧であるとし、不許可にできるケースが少ないと指摘している。

(注 14) 内閣官房水循環政策本部のとりまとめによると 26 都府県:28 条例、236 市区町村:241 条例、規制対象となる市区
 町村は 714 市区町村(都府県条例による 541 市区町村と市区町村条例による 236 市区町村)

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/mizu_junkan/20251216_result.html (2026/6/2 参照)

(注 15) 国会答弁では「各地方公共団体の条例は、本法案とは異なる目的、対象、措置等を盛り込んでいるものが多いと承
 知しておりますが、本法案との関係で既存の条例を見直す必要があるか否かということにつきましては、最終的には各
 地方公共団体において個別に点検をしていただく必要があると考えてございます。」とある。(第 204 回参議院内閣委
 員会会議録、第 26 号、2021(令和 3)年 6 月 10 日)

(注 16) 文献 5 では、重要土地調査法の立法背景には、土地の権利関係の情報基盤に課題があるとしている。

(注 17) 「広い意味での安全保障の観点から、水源地としての森林を本法案の対象にすべきではないかとの御意見があるこ
 とは承知をいたしております。本法案附則第二条には五年後の見直し規定を置いております。その見直しの過程では、
 本法案に関連する他法令の執行状況、安全保障をめぐる内外情勢等を勘案しつつ、水源地としての森林の取扱いを
 含め、更なる政策対応の在り方を検討していく考えでございます。」との答弁がなされている。(第 204 回国会 参議院
 内閣委員会 第 25 号、2021(令和 3)年 6 月 8 日)

(注 18) 「グリーンインフラに関するガイドライン・資料(国土交通省)」では、グリーンインフラにおける資金として、カーボン・ネ
 イチャークレジット等に注目している。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000020.html (2026/3/24 参照)

(注 19) 入会林とは、土地や立木を集落等が共有する制度であり、明治期以前には多くみられた。今日、入会林は所有の帰

属が曖昧なことを理由に解消する方向となっている。筆者は法人化された財産区等の所有もイメージしており、森林信託制度も土地所有の共有方法の一つと捉えている。

【引用文献】

- 1) 小倉理沙:「重要土地等調査規制法 一新法の概要及びその解釈に係る国会答弁一」、『立法と調査』、438号、(2021)
- 2) 小倉理沙:「重要土地等調査規制法 一国会における主な議論一」、『立法と調査』、439号、(2021)
- 3) 松尾 弘:「土地所有制度の理念と国家安全保障」、『日本不動産学会誌』、37巻、4号、p. 84～90(2023)
- 4) 松尾 弘:「土地基本法の総合的評価」、『日本不動産学会誌』、34巻、4号、p. 36～41(2020)
- 5) 吉原 祥子:「重要土地等調査法制定の背景と土地政策から見た位置づけ」、『日本不動産学会誌』、37巻、4号、p.101～105 (2023)
- 6) 柿沼重志:「経済安全保障をめぐる動きと今後の課題 一重要土地等調査法、経済安全保障推進法を中心とした整理一」、『立法と調査』、478号、(2025)
- 7) 「質問第七九号森林及び地下水の保全に関する質問主意書、平成22年5月27日提出、第174回国会(常会)」及び「森林及び地下水の保全に関する質問に対する答弁書(内閣参質一七四第79号)」、(2010)
- 8) 三好規正:「森林管理法の現状と課題 ～森林の多面的機能の維持に向けて～」、『自治総研』、46巻、504号、p. 39～64(2020)
- 9) 福田充孝:「我が国における外国人による土地取得の規制の系譜と今後の課題」、URBAN STUDY、Vol.81、p. 1～62、一般財団法人 民間都市開発推進機構(2026)
- 10) 福井県ふるさと山林売買監視システムに関する検討委員会、第2回、資料3 (2012)
- 11) 板垣 勝彦:「重要土地等調査法と法政策の課題」、『日本不動産学会誌』、37巻、4号、91～95 (2023)
- 12) 内藤 悟:「水道水源保護条例に関する一考察」、北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル、北海道大学大学院法学研究科、Vol.3、pp205～231 (1996)

－ ご利用に際して －

- 本資料は、執筆時点で信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客さまの決定、行為、およびその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱 UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。